

冷却系機器開発試験設備等の計測技術高度化  
に係る業務

請負契約仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗原子力工学研究所  
高速炉研究開発部 ナトリウム機器技術開発グループ

## 目 次

1. 業務目的 .....	1
2. 契約範囲 .....	1
3. 対象設備の概要 .....	1
4. 実施場所 .....	2
5. 実施期日等 .....	2
6. 業務内容等 .....	2
7. 受注者と機構の主な役割分担 .....	6
8. 実施体制及び標準要員数 .....	8
9. 業務に必要な資格等 .....	8
10. 支給品、貸与品等 .....	9
11. 提出図書 .....	10
12. 検収方法等 .....	10
13. 知的財産権等 .....	10
14. 本業務開始時及び終了時の業務引継ぎ .....	10
15. 検査員及び監督員 .....	11
16. グリーン購入法の推進 .....	11
17. 特記事項 .....	11

添付資料

別紙 知的財産権特約条項

## 1. 業務目的

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構）大洗原子力工学研究所 高速炉研究開発部 ナトリウム機器技術開発グループのナトリウム中目視技術開発及びSG微小リーク検知技術開発（経済産業省からの委託事業「令和5年度高速炉に係る共通基盤のための技術開発事業」の一部として実施）に関し、冷却系機器開発試験設備等の計測技術の高度化業務を受注者に請け負わせるための仕様について定めたものである。

受注者は、本仕様書に示す基本的な要件を満たしたうえで、原子力機構が所有する分析装置やナトリウム実験装置等を中心とした対象設備の構造、取扱方法及び関係法令等を十分理解し、本業務を実施する。また、受注者の裁量、責任及び負担において計画立案し、本業務を実施するものとする。

## 2. 契約範囲

- (1) 計測技術の高度化に関する試験作業
- (2) ナトリウム実験装置等の試験保守に関する業務
- (3) 上記に付随する作業で原子力機構との協議により定められた作業

## 3. 対象設備の概要

### (1) 冷却系機器開発試験設備

冷却系機器開発試験設備は、ナトリウム冷却高速炉の機器開発試験研究等を行う試験設備であり、ナトリウム実験装置等がある。

- ① ナトリウム実験装置は、ガス精製系、ガス供給及び排気系を持つグローブボックス設備内の不活性雰囲気に設置されている。
- ② ナトリウム物性測定設備は、ナトリウム試験に関連したナトリウムの特性や物性等について各種測定装置や分析装置を用いて評価するための設備である。

### (2) 水流动伝熱試験室施設

本施設は、超音波、光、電磁気等を応用したナトリウム計装技術開発試験設備を有する。

### (3) ナトリウム流动伝熱試験室

- ① 炉心・機器熱流动試験施設（以下、CCTLという。）

ナトリウム中における高速炉機器の局所的な熱流动現象に関する試験を行うためのものである。

- ② ユーティリティ設備

建屋のユーティリティ設備で、建屋、空調・換気設備、電気設備、給排水設備、照明設備、クレーン設備からなる。

### (4) ナトリウム処理室

本施設は、ナトリウム洗浄処理設備を有し、ナトリウムを取り扱う試験施設や実験装置の試験・保守・修理等の作業によって機器、試験体等に付着したナトリウムやナトリウム化

合物を除去（洗浄処理）するための設備である。

#### 4. 実施場所

本仕様に定める業務を実施する場所は、以下のとおりとする。

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| ① 冷却系機器開発試験施設            | [一般区域] |
| ② 水流動伝熱試験室               | [一般区域] |
| ③ ナトリウム流動伝熱試験室           | [一般区域] |
| ④ ナトリウム処理室               | [一般区域] |
| ⑤ その他、総括責任者と事前に協議して定めた場所 |        |

なお、総括責任者と事前に協議して定めた場所にて業務を行うことにより発生した出張経費等は、契約書別紙に基づき支払う。

#### 5. 実施期日等

本仕様に定める業務は下記の期間及び時間で実施することとする。

但し、原子力機構監督員及び総括責任者の双方協議により、下記(1)但し書きに定める日及び(2)に定める時間以外（以下「定常外」という。）において、本仕様の範囲内の業務を実施することができる。

##### (1) 実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

但し、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）、原子力機構創立記念日（10 月の第 1 金曜日とする。但し、10 月 1 日が金曜日の場合は、10 月 8 日とする。）、その他原子力機構が特に指定する日を除く。

##### (2) 標準実施時間

本業務は、原則として平日 9：00 ~ 17：30 の間に行うものとするが、あらかじめ原子力機構と受注者の間で協議して変更できるものとする。

作業前に、原子力機構と受注者の間で協議して変更できるものとして、変更内容は実施要領書に定めるものとする。

定常外において 6. に定める定常外業務を行うことにより発生した経費は、契約書別紙に基づき支払う。

#### 6. 業務内容等

本業務を実施するにあたっては、受注者は予め業務の分担、人員の配置、業務スケジュール、実施方法等について実施要項を定め、原子力機構の確認を受けたうえで、本仕様書に定める事項の他、運転マニュアル、点検マニュアル、試験手順書、機器取扱説明書を充分理解し本業務を実施すること。

(1) 計測技術の高度化に関する試験作業

本業務は、ナトリウム実験装置並びに計装技術開発試験設備等を用いたナトリウム中目視試験や SG 微少リーク検知技術の試験作業として、試験前準備作業、試験条件設定作業、試験治具組立作業、試験操作・データ取得作業、並びに試験後作業を、表 1 に基づいて実施すること。なお、業務にあたっては、運転マニュアルや試験手順書に従って実施すること。異常等が認められた時は、直ちに原子力機構に連絡するとともに、応急処置を行うこと。

表 1 計測技術の高度化に関する試験作業（定常業務）

作業項目	業務内容及び作成資料等	標準作業日数
I. ナトリウム中目視試験		
1. 試験前準備作業	① 試験用治具等の調整・加工を実施 ② センサー要素及び信号処理装置等の調整は、使用前に異常の有無や信号出力、通電及び絶縁測定による機能確認を実施す	約 1 ヶ月/年
2. 試験条件設定作業	① 試験用治具やグローブボックス等を用いて、評価する試験パラメータを考慮して試験条件を設定	約 2.5 ヶ月/年
3. 試験治具等組立作業	① 試験条件に応じ、試験用治具及びセンサー要素、信号処理装置等の調整・加工・組立を実施	約 2.5 ヶ月/年
4. 試験操作・データ取得作業	① 試験試料の測定 ② 計測機器等のキャリブレーション ③ 試験操作及びデータ取得	約 3 ヶ月/年
5. 試験後作業/報告書の作成	① 試験に用いた試験用治具の汚れ等を清掃 ② 当該作業を報告書にまとめる。	約 2 カ月/年
6. ナトリウム物性測定	① 運転マニュアルや試験手順書等に従い、測定前点検（電気・計装、計測器）の実施 ② 試験計画書に従い、測定条件（温度、濃度、異種金属片）の設定及び測定監視を実施する。 ③ 測定データ採取及び採取したデータ整理	隨時/当該期間内 約 1.5 ヶ月/年 隨時/当該期間内
7. ナトリウムの維持管理及び分析	① 試験用ナトリウムの準備作業として、不活性ガス雰囲気中（グローブボックス試験装置内）において、ナトリウム中目試験に用いるナトリウムの準備 ② ナトリウム分析作業として、試験用に準備した	隨時/当該期間内 約 3 ヶ月/年

作業項目	業務内容及び作成資料等	標準作業日数
	ナトリウムの分析を実施 ③ ナトリウム処理として、試験に用いたナトリウム試料（反応残渣含む）及びナトリウムで汚れた分析装置、試験治具、工具類のナトリウム洗浄処理を実施	随時/当該期間内
II. SG 微少リーク検知技術		
1. 試験前準備作業	① 試験用治具等の調整・加工を実施 ② センサー要素及び信号処理装置等の調整は、使用前に異常の有無や信号出力、通電及び絶縁測定による機能確認を実施す	約 1 ヶ月/年
2. 試験条件設定作業	① 試験用治具やグローブボックス等を用いて、評価する試験パラメータを考慮して試験条件を設定	約 2.5 ヶ月/年
3. 試験治具等組立作業	① 試験条件に応じ、試験用治具及びセンサー要素、信号処理装置等の調整・加工・組立を実施	約 2.5 ヶ月/年
4. 試験操作・データ取得作業	① 試験試料の測定 ② 計測機器等のキャリブレーション ③ 試験操作及びデータ取得	約 3 ヶ月/年
5. 試験後作業/報告書の作成	① 試験に用いた試験用治具の汚れ等を清掃 ② 当該作業を報告書にまとめる。	約 2 カ月/年
6. ナトリウム物性測定	① 運転マニュアルや試験手順書等に従い、測定前点検（電気・計装、計測器）の実施 ② 試験計画書に従い、測定条件（温度、濃度、異種金属片）の設定及び測定監視を実施する。 ③ 測定データ採取及び採取したデータ整理	随時/当該期間内 約 0.5 ヶ月/年 随時/当該期間内
7. ナトリウムの維持管理及び分析	① 試験用ナトリウムの準備作業として、不活性ガス雰囲気中（グローブボックス試験装置内）において、ナトリウム中目試験に用いるナトリウムの準備 ② ナトリウム分析作業として、試験用に準備したナトリウムの分析を実施	随時/当該期間内 約 1.5 ヶ月/年

作業項目	業務内容及び作成資料等	標準作業日数
III. 資料管理業務	<p>③ ナトリウム処理として、試験に用いたナトリウム試料（反応残渣含む）及びナトリウムで汚れた分析装置、試験治具、工具類のナトリウム洗浄処理を実施</p>	随時/当該期間内
	<p>① 第3項に示す対象設備における運転マニュアルや試験手順書等の整備及び見直し</p> <p>② 第3項に示す対象設備における異常等の報告に関する記録作成</p>	随時 随時

## (2) ナトリウム実験装置等の試験保守に関する業務

本業務は、計装技術開発試験設備やナトリウム物性測定設備に関する試験保守業務を、設備機器の点検標準等及び表2に基づき実施すること。業務の実施に当たっては、保守点検要領書に従って実施すること。試験設備等の異常が認められた時は、直ちに機構に連絡とともに、応急処置を行うこと。

表2 ナトリウム実験装置等の試験保守に関する業務（定常業務）

作業項目	業務内容及び作成資料等	標準作業日数
1. 日常巡回点検	① グローブボックス設備における日常点検の実施及び点検結果の記録	1回/日
2. 月例点検	<p>① 冷却系機器開発試験施設の施設内外に保管する試験機器部材、分析装置の巡回点検の実施及び点検結果の記録</p> <p>② 分析装置に使用する薬品類の化学物質管理点検の実施及び点検結果の記録</p>	1回/月
3. その他、保安・安全業務	<p>① ナトリウム付着機器等におけるナトリウム洗浄処理作業の実施計画、作業実施及び作業記録の作成</p> <p>② 機器設備、工具、備品、消耗品等の物品管理</p> <p>③ 日常点検要領書や手順書等の整備及び見直し</p> <p>④ 経年劣化(故障等含む)した機器設備補修の実施及び補修記録の作成</p> <p>⑤ 設備異常等の報告に関する記録作成</p> <p>⑥ 外注による製作・補修作業等の保安立会</p> <p>⑦ 施設、作業環境、作業手順等に関する安全衛生管理及び教育訓練等の安全活動</p>	随時 随時 随時 随時 随時 随時 随時 随時

作業項目	業務内容及び作成資料等	標準作業日数
	⑧ 危険物等の関係規則や環境管理規則、PRTR 法に基づく品質マネジメント資料の作成	随時

(3)上記に付隨する作業で原子力機構との協議により定められた作業

表3 上記に付隨する作業で原子力機構との協議により定められた作業（定常業務）

作業項目	業務内容及び作成資料等	作業時期
機構との協議により定められた業務	① 原子力機構監督員及び総括責任者の協議・調整により、決定した業務	協議により定められた時期

(4) 定常外業務

イ. トラブル発生時の対応（各施設においてトラブル等緊急を要する対応が必要となった場合）

ロ. 地震等の災害発生時の対応（地震発生時の現場点検、その他災害時の対応）

## 7. 受注者と機構の主な役割分担

(1)計測技術の高度化に関する試験作業（定常業務）

業務内容	業務細目	受注者	機構
1.試験前準備作業	① 測定前点検	・異常の有無の確認 ・各機器の電気測定 ・各機器の動作確認	・点検結果の確認
2.試験条件設定作業	① 測定条件の設定及び測定監視	・各機器の操作 ・警報の有無の確認	・測定業務の確認
3.試験治具組立作業	① 測定前点検	・異常の有無の確認 ・各機器の作動確認及び電気測定 ・各機器の動作確認	・点検結果の確認
4.試験操作・データ取得	① データ採取及びデータ整理等	・測定機器の操作 ・温度、濃度、検知距離、整理等 ・データ記録の作成	・測定業務の確認 ・データ記録の確認
5. 試験後作業/報告書/要領書類の作成	① 試験後作業	・作業計画の立案	・作業計画の確認
	② 試験の報告に関する記録	・補修の報告に関する記録作成	・記録の確認
6. ナトリウム物性測定	① 測定条件の設定及び測定監視	・各機器の操作 ・警報の有無の確認	・測定業務の確認
	② データ採取及びデータ整理等	・温度、濃度、検知距離、整理等	・データ記録の確認

業務内容	業務細目	受注者	機構
7.ナトリウムの維持管理及び分析	① 測定条件の設定及び測定監視	・データ記録の作成 ・各機器の操作 ・警報の有無の確認	・測定業務の確認
	② データ採取及びデータ整理等	・温度、濃度、検知距離、整理等 ・データ記録の作成	・データ記録の確認
8.資料管理業務	① 運転マニュアルや試験手順書の整備等	・マニュアルや手順書の作成	・マニュアル等の確認
	② 異常等の報告に関する記録	・異常等の報告に関する記録作成	・記録の確認

(2)ナトリウム実験装置等の試験保守に関する業務（定常業務）

業務内容	業務細目	受注者	機構
1.日常巡視点検	① 巡視点検	・異常の有無の確認 ・点検記録の作成	・記録の確認
	② 作動確認	・異常の有無の確認 ・各機器の作動確認 ・点検記録の作成	・記録の確認
2.月例点検	① 巡視点検	・異常の有無の確認 ・点検記録の作成	・記録の確認
	② 測定確認	・貯蔵品等の数量確認 ・貯蔵品等の計量測定 ・点検記録の作成	・記録の確認
3.その他、保安・安全業務	① ナトリウム洗浄処理作業	・作業計画の立案 ・作業実施 ・作業記録の作成	・作業計画の確認 ・作業結果の確認 ・記録の確認
	② 物品管理	・機器設備や消耗品等の物品確認	・作業結果の確認
	③ 点検要領書や手順書等の整備	・要領書や手順書の作成	・要領書等の確認
	④ 補修の報告に関する記録	・補修の報告に関する記録作成	・記録の確認
	⑤ 異常等の報告に関する記録	・異常等の報告に関する記録作成	・記録の確認
	⑥ 外注の保安立会	・作業の安全遵守状況の確認	・作業結果の確認
	⑦ 安全衛生活動	・安全衛生管理や教育	・作業結果の確認

業務内容	業務細目	受注者	機構
		訓練等の活動	
	(8) 関係規則に関する資料作成	・品質マネジメント資料の作成	・作成資料の確認

### (3) 定常外業務

業務内容	業務細目	受注者	機構
定常外業務	(1) テラブル発生時の対応	・トラブル発生時の対応 ・作業計画書、作業報告書の作成、提出	・指示書の作成 ・作成資料の確認
	(2) 地震等の災害発生時の対応	・地震等の災害発生時の対応の実施 ・点検記録の作成、提出	・指示書の作成 ・記録の確認

## 8. 実施体制及び標準要員数

受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行うため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の関係法令及び規程等を遵守し、安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

### (1) 実施体制

受注者は、業務を確実に実施できる体制をとるとともに、以下に示す体制をとること。

- ① 総括責任者及び代理者を選任すること。
- ② 総括責任者及び代理者は、次の任務に当たらせること。
  - 1) 受注者の従事者の労務管理（要員の人員調整を含む）及び作業上の指揮命令
  - 2) 本件契約業務遂行に関する原子力機構との連絡及び調整
  - 3) 受注者の従事者の規律秩序の保持及びその他本契約業務の処理に関する事項
- ③ 総括責任者は、常時連絡を取れる状態とすること。
- ④ 第4項に記載の実施場所に必要な要員を常駐させること。
- ⑤ テラブル発生時に迅速な原因究明、復旧の対応がとれる総合的な体制を有していること。

### (2) 標準要員数

5名程度（当該期間内の業務量）

※第4項に定める実施場所に常駐して業務を実施する業務量を標準要員数（目安）として記載。要員の配置等については、日々常に業務の完全な履行をなし得るように適切な役割の要員を配置し、実施すること。

## 9. 業務に必要な資格等

受注者は、本業務を実施するにあたり下記の法定資格者等を配置又は選任すること。なお、資格者は重複しても構わないととする。

### (1) 危険物取扱者

消防法が定める危険物取扱者乙種第3類免状又は甲種免状の所有者を3名以上配置すること。

(2) 電気工事士

電気工事士法で定める第一種又は第二種電気工事士免状の所有者を1名以上配置すること。

(3) ナトリウム試験施設の運転保守の経験を有する者

ナトリウム試験施設等の運転手法、設備系統図及び機器構造図について理解できる知識及び技術力を有する運転又は保守の経験者を2名以上配置すること。

(4) グローブボックス作業経験者

グローブボックス設備の操作手法、設備系統図及び機器構造図について理解できる知識及び技術力を有する運転又は保守の経験者を2名以上配置すること。

(5) 超音波等を使用した計測作業経験者

超音波等を使用した計測機器の操作手法について理解できる知識及び技術力を有する経験者を1名以上配置すること。

(6) 作業責任者等認定制度作業担当者

大洗原子力工学研究所が定める「作業責任者等認定制度運用要領」に基づく認定※を受けたものを3名配置すること。

※ 作業責任者等認定制度に係る認定者がいない場合、機構に受講申請を行い業務開始までに認定を受けること。

## 10. 支給品、貸与品等

(1) 支給品

- ① 電気、ガス及び水
- ② その他、業務遂行上必要となる消耗品類

(2) 貸与品

- ① 作業室
- ② 机及び椅子
- ③ 更衣ロッカー
- ④ パソコン等 OA 機器
- ⑤ 業務に係る設備・装置の設計図書、点検保守及び運転要領書等
- ⑥ 業務遂行上必要であり、原子力機構が認めたもの

(3) 受注者負担品

- ① 作業服
- ② ヘルメット
- ③ 安全靴
- ④ 墜落制止用器具

## 1 1. 提出図書

	書類名	指定様式	提出期日	協議の要否	部数	備考
1	総括責任者届	機構様式	契約後及び変更の都度速やかに		1 部	総括責任者代理も含む
2	実施要領書	指定なし	同上	○	2 部	1 部受領印を押印して返却
3	品質マネジメント計画書	指定無し	同上		1 部	
4	従事者名簿	指定なし	同上		1 部	
5	業務週報	指定なし	業務終了時		1 部	
6	業務月報	指定なし	翌月 7 日まで		1 部	
7	終了届	機構様式	同上		1 部	
8	業務予定表	指定なし	毎月初め	○	2 部	1 部受領印を押印して返却

(提出先)

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所

高速炉研究開発部 ナトリウム機器技術開発グループ

(確認方法)

「協議」は次の方法で行う。

原子力機構は、協議のために提出された図書を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに審査を完了し、了解しない場合には修正を指示し、修正等を指示しない時は、了解したものとする。

## 1 2. 検収方法等

終了届、業務月報及び業務週報の確認並びに仕様書の定めるところに従って業務が実施されたと原子力機構が認めたときをもって業務完了とする。

## 1 3. 知的財産権等

知的財産等の取扱いについては、別紙「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

## 1 4. 本業務開始時及び終了時の業務引継ぎ

(1) 受注者は、本業務が適正かつ円滑にできるよう現行業務受注者から本業務の開始日までに必要な業務引継ぎを受けなければならない。なお、原子力機構は当該業務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行業務実施者及び受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。この場合、業務引継ぎで現行業務実施者及び受注者に発生した諸経費は、現行実施者及び請負者各自の負担とする。

(2) 本件業務期間満了の際、受注者は原子力機構の協力のもと次期業務実施者に対し、次期業務の開始日までに必要な業務引継ぎを行わなければならない。なお、原子力機構は、当該業

務引継ぎが円滑に実施されるよう、受注者及び次期業務実施者に対し必要な措置を講ずるとともに、引継ぎ完了したことを確認する。この場合、業務引継ぎで受注者及び次期業務実施者間で協議のうえ、一定の期間（3週間目途）を定めて原契約の期間終了日までに実施する。なお、本業務の受注者が次期業務実施者となる場合には、この限りではない。

## 1.5. 検査員及び監督員

検査員

(1)一般検査 管財担当課長

監督員

(1)計測試験業務

ナトリウム機器技術開発グループ チームリーダー

## 1.6. グリーン購入法の推進

- (1) 本件契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものとする。

## 1.7. 特記事項

- (1) 受注者は、本件業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (2) 受注者は業務の実施に当たって、次に掲げる関係法令及び所内規程類を遵守するものとし、機構が安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
  - ① 労働基準法
  - ② 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則
  - ③ 消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、規格省令、大洗町火災予防条例及び大洗町火災予防条例施行規則
  - ④ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
  - ⑤ 原子力機構大洗原子力工学研究所 交通規則
  - ⑥ 原子力機構大洗原子力工学研究所 請負業者等入構規則
  - ⑦ 原子力機構大洗原子力工学研究所 防火・防災管理規則
  - ⑧ 原子力機構大洗原子力工学研究所 化学物質管理規則
  - ⑨ 原子力機構大洗原子力工学研究所 リスクアセスメント管理運営規則
  - ⑩ 原子力機構大洗原子力工学研究所 危険物災害予防規程
  - ⑪ 原子力機構大洗原子力工学研究所 安全衛生管理規則
  - ⑫ 原子力機構大洗原子力工学研究所 事故対策規則

- (13) 原子力機構大洗原子力工学研究所 電気工作物保安規程
  - (14) 原子力機構大洗原子力工学研究所 環境配慮管理規則
  - (15) 原子力機構大洗原子力工学研究所 安全管理仕様書
- (3) 受注者は、異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。なお、安全衛生上緊急に対処する必要がある事項については指示を行う場合がある。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 受注者は原子力機構が伝染性の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (5) 総括責任者及び従事者は、利用を許可された設備、機器及び物品等の滅失破損が生じないよう、注意して使用するものとする。
- (6) 受注者は機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、機構の関係法令及び規定等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (7) 受注者は、本仕様書の各項目に従わないことにより生じた、機構の損害及びその他の損害についてすべての責任を負うものとする。
- (8) 受注者は、従事者に関して労基法、労安法その他法令上の責任並びに従事者の規律秩序及び風紀の維持に関する責任を全て負うとともに、これらコンプライアンスに関する必要な社内教育を定期的に行うものとする。
- (9) 受注者は、善管注意義務を有する貸与品及び支給品のみならず、実施場所にある他の物品についても、必要なく触れたり、正当な理由なく持ち出さないこと。
- (10) その他仕様書に定めのない事項については、機構と協議のうえ決定する。

以上

## 知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

- 第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）
  - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）
  - (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
  - (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）
  - (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19

号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。
  - イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同法第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
  - ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
  - ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で（第7条に規定する費用を除く。）譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知

的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

(単独知的財産権の移転)

第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。

- 2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

- 2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。
- 3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)。

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。
  - (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
  - (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で譲り受けるものとする。
  - 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に

移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことにかんがみ、乙の商業的実施の計画を勘案し、事前に実施工料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行

った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。